

○山形市調査基準価格算定基準

山形市低入札価格調査制度取扱要領に基づき調査基準価格の算定方法について定める。

なお、この算定基準の取扱いは、公表とする。

1. 調査基準価格の算定

(1) 建設工事

| | | | |
|--|--------------|--------------|---------------|
| ア 直接工事費の 97% | イ 共通仮設費の 90% | ウ 現場管理費の 95% | エ 一般管理費等の 65% |
| ◆ 調査基準価格（千円未満切捨て） $=ア+イ+ウ+エ$ 算出した額が予定価格（税抜）の 100 分の 95 を超える場合は、100 分の 95 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、予定価格（税抜）の 100 分の 75 に満たない場合は、100 分の 75 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。 | | | |
| 工事の性質上、上記の算定方法により難しいものについては、上記の算出方法にかかわらず、案件毎に 100 分の 95 から 100 分の 75 の範囲内で適宜の割合を予定価格（税抜）に乗じて得た額とする。 | | | |

この算定基準は、平成 31 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行うものについて適用する。